

平成30年 杵藤地区広域市町村圏組合議会 2月定例会 会議録第1号

招集年月日	平成30年2月22日							
招集の場所	杵藤地区広域市町村圏組合議場							
開閉の日時 及び宣告	開 会	平成30年2月22日 午後3時57分			副議長	坂口 久信		
	散 会	平成30年2月22日 午後5時1分			議 長	坂口 久信		
出席議員 欠席議員 出席 ○ 欠席 ×	番 号	氏 名		出欠	番 号	氏 名		出欠
	1番	北 川 政 次		○	10番	水 川 一 哉		○
	2番	末 藤 正 幸		○	11番	永 尾 光 次		○
	3番	川 原 千 秋		○	12番	山 田 恭 輔		○
	4番	藤 田 洋一郎		○	13番	西 原 好 文		○
	5番	松 尾 勝 利		○	14番	田 島 健 一		○
	6番	徳 村 博 紀		○	15番	片 渕 栄二郎		○
	7番	村 上 大 祐		○	16番	岩 島 正 昭		○
	8番	田 中 政 司		○	17番	坂 口 久 信		○
	9番	山 下 芳 郎		○				
会議に出席 した者の職 及び氏名	職 名	氏 名		出欠	職 名	氏 名		出欠
	管 理 者	小 松 政		○	消 防 長	土 井 稔 康		○
	副 管 理 者	樋 口 久 俊		○	消防次長兼予防課長	吉 岡 和 久		○
	事 務 局 長	中 島 剛		○	消 防 次 長	山 田 浩 則		○
	会 計 管 理 者	牟 田 由 紀 子		○	消防本部総務課長	嶋 江 克 彰		○
	事務局次長兼総務課長兼 環境施設課長	永 尾 淳 一		○	消防本部警防課長	池 田 真 二		○
	電子計算センター所長	池 田 吉 雄		○	消防本部通信指令課長	國 廣 政 秀		○
	介護保険事務所長兼 総務管理課長	緒 方 俊 裕		○				
	介護保険事務所業務課長	寺 山 理 津 子		○				
議 事 日 程	別紙のとおり							
会議付議事件	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

2. 議事日程について

議事日程（第1号）	
平成30年2月22日（木曜日） 午後4時 開議	
日程第1	議長報告
日程第2	議席の指定
日程第3	会議録署名議員の指名
日程第4	会期の決定
日程第5	杵藤地区広域市町村圏組合議会議長の選挙について
日程第6	杵藤地区広域市町村圏組合議会副議長の選挙について
日程第7	議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）
日程第8	第1号議案 杵藤地区広域市町村圏組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準を定める条例
	（質疑・討論・採決）
日程第9	第2号議案 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険手数料条例の一部を改正する条例
	（質疑・討論・採決）
日程第10	第3号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防手数料条例の一部を改正する条例
	（質疑・討論・採決）
日程第11	第4号議案 杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金の処分について
	（質疑・討論・採決）
日程第12	第5号議案 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4回）
	（質疑・討論・採決）
日程第13	第6号議案 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第3回）
	（質疑・討論・採決）
日程第14	報告第1号 専決処分の報告について
	（質疑）
散 会	

午後 3 時 57 分 開会

○副議長（坂口久信君）

ただいまの出席議員は全員であります。ただいまより平成30年杵藤地区広域市町村圏組合議会 2 月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しました議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

日程第 1 議長報告

○副議長（坂口久信君）

日程第 1. 議長報告であります。

このたび嬉野市長選・嬉野市議会議員選挙において見事当選されるとともに、組合規約第 5 条第 2 項の規定によりまして、嬉野市から村上大祐氏が、嬉野市議会から田中政司氏、山下芳郎氏が組合議員に就任されました。御当選を心からお祝い申し上げますとともに、就任の御報告を申し上げます。

ここで就任されました村上議員、田中議員及び山下議員より一言ずつ御挨拶を受けたいと思います。

○村上大祐君

皆さん改めましてこんにちは。御紹介ありましたとおりに、今月 5 日に嬉野市長として就任をさせていただいて、本議会の議員としても就任をさせていただきました。この杵藤広域圏というのは昔から結びつきが強うございます。そういう意味では、各市町連携して、日本全国津々浦々にこの地域の魅力を発信していけるよう連携をしてみたいと思いますし、長年培った助け合いの構造をぜひとも守って、安心・安全の地域づくりに努めたいと思います。

今後とも御指導、御鞭撻をお願いして、私の御挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくをお願いします。（拍手）

○副議長（坂口久信君）

どうもありがとうございました。

○田中政司君

嬉野市議会の議長に就任をいたしました田中でございます。今後とも皆様方の御指導のもと、

一緒になって頑張っていきたいというふうに思っております。どうかよろしくお願いをいたします。（拍手）

○山下芳郎君

同じく嬉野市議会副議長を仰せつかりました山下芳郎でございます。先般の勉強会に出席させていただいて、わからないことがいっぱいあります。一生懸命勉強しながら皆さんについていきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。（拍手）

○副議長（坂口久信君）

どうもありがとうございました。

日程第2 議席の指定

○副議長（坂口久信君）

次に、日程第2. 議席の指定を行います。

ただいま御報告申し上げましたとおり、本組合の議員に就任されました村上大祐議員の議席番号を7番、田中政司議員の議席番号を8番、山下芳郎議員の議席番号を9番と指定いたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

○副議長（坂口久信君）

次に、日程第3. 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員として、

3番 川原千秋 議員

9番 山下芳郎 議員

16番 岩島正昭 議員

の3名を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○副議長（坂口久信君）

次に、日程第4. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日2月22日から3月27日までの34日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（坂口久信君）

午後4時8分 再開

○副議長（坂口久信君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで選考委員の代表の方から議長の選考結果についての御報告をお願いいたします。

○13番（西原好文君）

ただいま別室で選考委員会を開催しましたところ、皆さん方の御意見として、全会一致で今の副議長であります坂口議員に議長をお願いしたいということで決定いたしました。御報告をさせていただきます。

○副議長（坂口久信君）

ありがとうございました。

ただいま選考委員の代表の方から17番坂口久信議員を指名推選したい旨の御報告がございましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（坂口久信君）

異議がないようですので、17番坂口久信議員を杵藤地区広域市町村圏組合議会議長に指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名されました坂口久信議員を議長の当選人として定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（坂口久信君）

御異議がないものと認めます。よって、坂口久信議員が杵藤地区広域市町村圏組合議会議長に当選されました。

本席から坂口久信議員が議長に当選されたことを告知いたします。

○議長（坂口久信君）

ここで新しく議長に当選しました私が議長の挨拶をしたいと思います。

きょうは全議員の皆さん方から議長という大役を指名されて、本当に身に余る光栄でもありますし、冷や冷やして心が締まったような感じしております。

そういう中で、議員の皆さんたちの協力でスムーズな議会運営をしていきたいと思っておりますし、また、各関係市町が少しでもよくなっていくよう皆さんたちとともに努力したい

と考えておりますので、ぜひとも皆さん方の御協力をよろしく願いして、簡単ですけども、御挨拶といたします。済みません、よろしく願いします。（拍手）

それでは、お諮りいたします。副議長の議長への就任に伴い、副議長が欠員となりました。この際、日程第6として杵藤地区広域市町村圏組合議会副議長の選挙についてを追加し、以下の日程を1つずつ繰り下げ、直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

御異議ないものと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

午後4時12分 休憩

午後4時13分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6 杵藤地区広域市町村圏組合議会副議長の選挙について

○議長（坂口久信君）

それでは、地方自治法第103条第1項の規定に基づき副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、議長選挙と同様、指名推選によるものとし、構成市町各1名の計7名で構成する選考委員会で選出し、推選したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。

先ほど選考委員会の中で副議長の選考もなされたようでございますが、これを採用したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

御異議ないものと認めます。

ここで選考委員の代表の方から副議長の選考結果について御報告をお願いいたします。

○13番（西原好文君）

先ほど副議長についても選考委員会のほうで話し合った結果、白石町の片渕栄二郎議員さんを副議長に御推選したいと思います。全会一致で決定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

どうもありがとうございました。

ただいま選考委員の代表の方から15番片渕栄二郎議員を指名推選したい旨の御報告がございましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議がないようですので、15番片渕栄二郎議員を杵藤地区広域市町村圏組合議会副議長に指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名されました片渕栄二郎議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議のないものと認めます。よって、片渕栄二郎議員が杵藤地区広域市町村圏組合議会副議長に当選されました。

本席から片渕栄二郎議員が副議長に当選されましたことを告知いたします。

ここで新しく副議長に当選されました片渕栄二郎議員から御挨拶を受けたいと思います。よろしくお願ひします。

○副議長（片渕栄二郎君）

ただいま副議長に推選をいただきました白石町の片渕栄二郎でございます。なにぶんにも未熟なものでございますけれども、この議会の皆さん方の御指導、御協力をいただき、また、坂口議長の足手まといにならないように一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げておきたいと思っております。（拍手）

○議長（坂口久信君）

どうもありがとうございました。

日程第7 議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）

○議長（坂口久信君）

それでは、日程第7．議案の一括上程であります。

第1号議案から第9号議案までの9議案並びに報告第1号を一括して上程いたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（小松 政君）

本日、ここに平成30年杵藤地区広域市町村圏組合議会2月定例会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございます。

先ほど坂口議長からも御報告がありましたとおり、さきの嬉野市長選挙におきまして見事当選されました村上市長さん、また、嬉野市議会議員選挙におきまして見事当選され、嬉野市議会議長に御就任されました田中議長さん、副議長に御就任されました山下副議長さん、まことにおめでとうでございます。心よりお祝いを申し上げます。

今後は坂口新議長、片淵新副議長の御指導を仰ぎながら、議員の皆様方とともに、この杵藤地区広域市町村圏組合が発展するべく努力を重ねていく所存でございます。これまで同様、御尽力賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今期定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

提案いたしました案件は、条例制定1件、条例改正2件、事件決議1件、補正予算2件、新年度予算3件、報告1件の合計10件でございます。

第1号議案は、介護保険法の改正により、居宅介護支援事業者の指定を行うための基準を定める必要があるため、条例を制定するものでございます。

第2号議案は、介護保険法の改正により、新たなサービス事業者の指定申請等に係る手数料の額を定める必要があるため、条例を改正するものでございます。

第3号議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布による手数料額の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

第4号議案は、ふるさと市町村圏基金の処分について、組合格約及びふるさと市町村圏基金条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

第5号議案及び第6号議案の2議案は、平成29年度一般会計及び介護保険特別会計の補正予算で、主に事業費の確定、決算見込みに基づき予算の調整を行うものでございます。

第7号議案から第9号議案までの3議案は、平成30年度一般会計及び特別会計の当初予算

で、当組合の事業計画や財政計画を踏まえながら、効率的かつ効果的な広域行政の推進を図るため、適正な予算編成に努め、提案するものでございます。

報告第1号は、専決処分について報告するものでございます。

なお、詳細につきましては、議案審議の際、それぞれ御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第8 第1号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第8．第1号議案 杵藤地区広域市町村圏組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準を定める条例を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○介護保険事務所長（緒方俊裕君）

それでは、私のほうから第1号議案について御説明申し上げます。

杵藤地区広域市町村圏組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準を定める条例でございます。

これにつきましては、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

名称が基準を定める条例でございますけれども、この提案の理由でございますが、2ページをお開きいただきたいと思います。

介護保険法の改正により、居宅介護支援事業者の指定を行うための基準を定める必要があるため、条例を制定するという提案でございます。

例規の概要につきましては、議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

例規案の概要でございますけれども、厚生労働省令で定められている基準等をもとに、居宅介護支援事業者の指定を行うための基準（申請者の要件、人員及び運営等）を定めるものでございます。

施行日を平成30年4月1日として御提案申し上げます。

以上で提案理由の説明は終了いたしますけれども、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口久信君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。

第1号議案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議ないものと認めます。よって、第1号議案は原案どおり可決いたしました。

日程第9 第2号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第9．第2号議案 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○介護保険事務所長（緒方俊裕君）

第2号議案について御説明申し上げます。

杵藤地区広域市町村圏組合介護保険手数料条例の一部を改正する条例でございます。

杵藤地区広域市町村圏組合介護保険手数料条例（平成19年条例第5号）の一部を次のように改正するものでございます。

改正の内容につきましては、後だって御説明申し上げたいと思います。

議案書の4ページをお開きください。

この条例は、平成30年4月1日より施行するものでございます。

提案理由といたしまして、介護保険法の改正により、新たなサービス事業者の指定申請等に係る手数料の額を定める必要があるため、条例を改正するものでございます。

例規の概要につきましては、例規の新旧対照表にて説明を申し上げたいと思います。

議案説明資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほうで改正案と現行と比較をしているものでございます。

2 ページの中段程度に法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査、それに対する手数料ということで1万2千円、それから、同じ内容でございますけれども、指定更新に係る手数料が6千円ということで御提案申し上げるものでございます。

続きまして、3 ページをお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましては、法第115条の45の5第1項の規定による第1号事業を行う者の指定の申請に対する審査、この部分について、第1号事業者指定申請手数料として1万2千円、同じく第1号事業者の更新に係る手数料として6千円ということで改正案をお願いするものでございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（坂口久信君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。

第2号議案については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

御異議ないものと認めます。よって、第2号議案は原案どおり可決いたしました。

日程第10 第3号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第10. 第3号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○消防長（土井稔康君）

消防長の土井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の5ページ及び6ページをごらんください。

第3号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正理由は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布による手数料額の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

今回の改正は、直近の人件費単価及び消費者物価指数の変動を反映したほか、審査1件当たりの備品費の増加を積算に反映されているところでございます。

改正の概要は、杵藤地区広域市町村圏組合消防手数料条例の一部改正に伴う別表の項中の手数料の金額を改正するものでございます。

施行期日は平成30年4月1日とするものでございます。

内容につきましては、別冊の議案説明資料をごらんください。

4ページの第3号議案参考資料の新旧対照表をごらんください。

手数料の金額を改正するもので、4ページから11ページまで50カ所、それぞれアンダーラインを引いた金額を改正するものでございます。

以上、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂口久信君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。

第3号議案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

御異議ないものと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決いたしました。

日程第11 第4号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第11. 第4号議案 杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金の処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（中島 剛君）

議案書の7ページをお願いいたします。

第4号議案 杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金の処分についてを御説明いたします。

ふるさと市町村圏基金の処分について、組合格約及びふるさと市町村圏基金条例の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

平成30年度の新葬斎公園整備事業に市町出資総額のうち2,281万1千円を、また、ふるさと市町村圏事業に佐賀県出資総額のうち367万5千円を充当するもので、合わせて2,648万6千円の処分をお願いするものでございます。

ふるさと市町村圏基金につきましては、平成2年と3年に杵藤地区広域市町村圏内の市町から9億円の出資と佐賀県から1億円の補助を受け、合計10億円で設置をしております。一昨年、組合格約及びふるさと市町村圏基金条例を改正し、議会の議決を経て処分することができるように改正をしたところでございます。

平成29年度につきましては、クリーンセンター焼却施設等解体事業に充当いたしましたけれども、30年度は葬斎公園の整備事業に充当するものでございます。

また、県の1億円につきましては、ソフト事業に充当することとされておりますので、ふるさと市町村圏事業へ充当するものでございます。

以上、説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（坂口久信君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。

第4号議案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議ないものと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決いたしました。

日程第12～第13 第5号議案～第6号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第12. 第5号議案 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4回）、日程第13. 第6号議案 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第3回）の2議案を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（中島 剛君）

第5号議案 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4回）について説明をいたします。

一般会計の補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ775万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億157万3千円とするものでございます。

また、地方債の変更を第2表 地方債補正のとおりに変更をいたすものでございます。

2ページ、3ページにつきましては歳入歳出予算補正ですけれども、内容につきましては後ほど補正予算説明書で説明をいたしたいと思っております。

4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

今回、消防施設整備事業におきまして起債限度額を400万円減額し、2,960万円とするものでございます。

予算説明書(1)、(2)ページは歳入歳出補正予算事項別明細書でございますけれども、内容については(3)ページ以降で説明をいたします。

(3)ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 款. 分担金及び負担金で、3 目. 障害者総合支援審査会費負担金の過年度精算分として189万8千円を増額いたしております。

この負担金は障害者総合支援の支給決定者によって市町の負担金額が決定をするものでございます。平成25年度から29年度までの嬉野市の報告数が過少報告をされていたために、今回、更正をし、追加負担をお願いするものでございます。

ここで(17)ページをお願いいたします。

障害者総合支援審査会費負担金一覧表ということで、各市町ごとに25年度から29年度まで、それぞれ実績、本来額、差額ということでお示しをしております。ごらんいただきますと、嬉野市のほうで過年度分で189万8千円と現年度分で35万8千円、合わせて225万6千円、こっこのほうがプラスということになっています。同額がそのまま、ほかの市町がマイナスということになります。補正の結果、嬉野市のほうが負担金が増額をし、ほかの市町のほうが減額をするということになります。

処理方法につきましては、下段の一番右の欄に表示をしております。まず、現年度分の35万8千円につきましては、現計予算の中で処理をし、嬉野市のほうから追加で35万8千円をお願いし、その分、歳入から各市町のほうへ返還をするということにいたしております。また、過年度分の189万8千円につきましては、今回、歳入予算を追加で過年度分として計上し、同額を嬉野市以外の6市町へ返還金として歳出予算のほうでつけるという処理をするものでございます。

また戻っていただきまして、(3)ページのほうをお願いしたいと思います。

3 款. 国庫支出金と4 款. 県支出金で、低所得者保険料軽減負担金、過年度分の更正に伴い、それぞれ国庫補助金で45万4千円、県支出金で22万7千円を減額いたしております。

6 款. 繰入金では、財政調整基金繰入金を消防費に充当するために1,536万8千円増額をいたしております。

8 款. 諸収入では、昨年7月に発生をいたしました九州北部豪雨に際しまして緊急援助隊として杵藤消防のほうから出動をいたしておりますので、その活動に要する経費について消

防広域応援交付金として398万3千円を計上いたしております。

(4)ページをお願いいたします。

同じく諸収入の1目. 受託事業収入では、介護予防支援計画作成費支払事務受託事業収入について事業見込みによりまして881万6千円を減額いたしております。

9款. 組合債については、先ほど地方債補正において説明をしましたとおり、高規格救急自動車の入札減と財源組み替えによりまして400万円を減額するものでございます。

続いて、歳出について説明をいたします。

(5)ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費では、事業費の確定や執行見込みによりまして、1目. 一般管理費で143万1千円、(6)ページの2目. 電算センター費で379万3千円をそれぞれ減額いたしております。

3款. 民生費では、1項1目. 介護予防支援計画作成費支払事務委託費で事業見込みにより881万1千円を減額いたし、(7)ページの2目. 低所得者保険料軽減負担金繰出金では、過年度分の減額分として、国庫負担金分と県負担金分、合わせまして68万1千円を減額いたしております。

同じく民生費の2項1目. 障害者総合支援審査会費は、歳入において説明しましたとおり、過年度精算分の負担金、6市町への返還金として189万8千円を計上いたしております。

4款. 衛生費では、執行見込みにより1目. ごみ処理センター費で141万1千円の減、3目. 葬斎公園費では11万円の増額としております。

11節. 需用費の増は、灯油単価の高騰によります燃料費の増でございます。

(8)ページをお願いいたします。

5款. 消防費では、1目. 常備消防費で1,936万2千円増額をいたしております。

3節. 職員手当等で1,936万8千円の増でございますけれども、九州北部豪雨に伴う緊急援助隊の出動、あるいは緊急援助隊九州ブロックの訓練、また、火災や救急出動件数の増などに伴う時間外手当の増、人勸に伴う期末手当の増などによりまして増額するものでございます。

2目. 消防施設費では、水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車の入札減などによりまして401万1千円を減額いたしております。

7款. 予備費は、各事業費目の増減調整をいたしております。

なお、各費目の予備費の補正につきましては、(16)ページの予備費明細書を御参照ください。

(9)ページから(15)ページまでは給与費明細書ですが、説明を省略させていただきます。

以上で第5号議案の説明を終わります。

○介護保険事務所長（緒方俊裕君）

第6号議案について御説明申し上げます。

平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第3回）でございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

今回、第1条において歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,775万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億9,291万8千円とするものでございます。

2項におきまして、第1表の歳入歳出予算補正において補正の説明をすることになっておりますけれども、事項別のほうで説明をしたいと思っておりますので、この説明については省略をさせていただきたいと思います。

それではまず、歳出のほうから説明をさせていただきたいと思います。

予算説明書の(5)ページをお開きいただきたいと思います。

1款．総務費、1項．総務管理費の1目．一般管理費でございます。こちらにつきましては、補正額は548万7千円ということでお願いを申し上げます。

主な要因といたしましては、職員構成が変更したことによる給料の増、それと、平成30年4月1日から県からの権限移譲等によりまして新規の事業というのが発生をいたします。その準備のために、今、時間外勤務等をしているところでございまして、それに関する職員手当等で増額ということでございます。その他の減額等につきましては、歳出の見込み額、そして、入札減等によるものでございます。差し引きの548万7千円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、2項の徴収費でございます。

1目．賦課徴収費でございますけれども、こちらも歳出見込みによるものでございまして、不用額ということで63万4千円を減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、(6)ページをお開きいただきたいと思います。

3項の介護認定審査会費でございます。

1目の介護認定審査会費につきましては、開催実績等による支出の実績、そして、今後の

開催等を見込んだ上での不用額を減額させていただくということで、302万6千円の減額をお願いするものでございます。

2目の認定調査等費につきましても、歳出の見込みによりまして257万円を減額させていただきたいということでございます。

続きまして、4項の給付管理費の1目。給付管理費でございますけれども、こちらも支出の見込みによりまして今回62万6千円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、2款。保険給付費、1項。介護サービス等諸費、1目。介護サービス等諸費でございます。こちらにつきまして、支出実績と今後の支出見込みを計算いたしまして、不用額とみなされる金額を今回減額させていただくものでございます。3億8,069万3千円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、2項。介護予防サービス等諸費の1目。介護予防サービス等諸費でございます。こちらにつきましては、5,055万2千円の増額をお願いするものでございます。

こちらが平成29年度より要支援者の通所・訪問サービスにつきましては地域支援事業のほうに随時移行をしていくということで移行を進めてきたわけでございますけれども、予想以上にまだ移行が進んでおりませず、このような状況で、見込みよりもこちらの介護予防サービス等諸費のほうの実績が上がってきているということで、今回この分の増額をお願いするものでございます。

続きまして、4項の高額介護サービス等費でございます。

1目。高額介護サービス等費でございますけれども、こちらも支出の見込みによる増額をお願いするものでございます。3,254万9千円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、5項。高額医療合算介護サービス等費でございます。

1目。高額医療合算介護サービス等費でございますけれども、こちらも支出の見込みが当初予算額を上回っておりまして、今回618万1千円の増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、4款の地域支援事業費、3項の包括的支援事業・任意事業費の2目。任意事業費でございます。こちらは市町と一体となって進めている事業ではございます。この中で、今回285万8千円の減額をお願いするものでございますけれども、こちらは市町のほうの現行の支出の状況、それから、事業の進捗状況等によりまして市町のほうから現時点での実績等が上がってきております。見込み額も上がってきておりまして、それを踏まえた上で、今

回285万8千円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、(8)ページのほうをお開きいただきたいと思います。

5款の基金積立金、1項. 基金積立金、1目. 介護保険財政調整基金積立金でございます。今回5,740万4千円の増額をお願いするところでございますけれども、こちらにつきましては、全体の支出が減額になったというところに伴いまして、剰余金が発生をいたします。その剰余金の分を追加して積み立てるというもので、5,740万4千円の補正をお願いするところでございます。

続きまして、7款の諸支出金、1項. 償還金及び還付加算金でございます。

2目の償還金でございます。こちらにつきましては、47万8千円の増額をお願いするところでございます。

まず、備考のほうを見ていただきたいと思いますが、国庫支出金等返還金で25万1千円、こちらにつきましては過年度分の財政調整交付金の返還金でございます。その下段のほうに書いてございます市町支出金等返還金22万7千円でございますが、こちらにつきましては過年度分の第1号被保険者低所得者保険料の軽減措置分の過誤に伴う返還金でございます。

続きまして、歳入のほうの説明をさせていただきたいと思います。

(3)ページのほうをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入の2款. 分担金及び負担金、1項. 負担金について、1目. 介護保険費負担金でございます。こちらは説明のほうに書いてございますように、保険給付費に伴うもの、それから事務費に伴うもの、そして地域支援事業費に伴うものを各構成市町に負担をお願いしている負担金でございます。先ほど歳出のほうで説明申し上げましたとおり、各事業において減額になった部分がございます。その部分を所定の負担割合に応じて、今回、市町の負担金を全体で3,835万2千円減額をお願いするものでございます。

この減額分につきましては、同じく説明書の(15)ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほうで総額で3,835万2千円の減額ということでございます。各市町ごとに減額の金額をこちらのほうにお示しをしているところでございます。

全ての市町において減額ということで、こちらにつきましては最終の負担金で調整をさせていただくということになってございます。

済みません、またお戻りをいただきまして、(3)ページをお開きいただきたいと思います。

4 款の国庫支出金、1 項、国庫負担金、1 目、介護給付費負担金でございます。こちらにつきましましては、5,463万円の減額をお願いするものでございます。こちらも歳出のほうの補正に伴いまして、所定の負担割合に応じて国の国庫負担金を減額するものでございます。

続きまして、2 項の国庫補助金でございます。こちらにつきましましては、調整交付金と地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）とございますけれども、全体で2,186万2千円の減額をお願いするものでございます。こちらにつきましても、歳出のほうの補正に伴いまして、所定の割合で減額をお願いするものでございます。

続きまして、5 款の支払基金交付金、1 項、支払基金交付金、1 目、介護給付費交付金でございます。こちらにつきましましては、2 号被保険者の保険金をベースに支払基金のほうに負担をしていただいている交付金でございます。こちらにつきましても、歳出の補正に伴いまして、所定の割合で減額をさせていただいております。8,159万5千円の減額でございます。

(4) ページをお開きいただきたいと思います。

(4) ページ、6 款の県支出金、1 項、県負担金、1 目、介護給付費負担金でございます。4,007万9千円の減額でございます。こちらにつきましても、先ほど来御説明申し上げておりますとおり、歳出の補正に伴いまして、所定の割合で県のほうの負担金も減額をさせていただくというものでございます。

続きまして、2 項の県補助金でございます。地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）でございますけれども、こちらにつきましましては55万7千円の減額ということで、これも先ほど来の給付のほうの説明と同様でございますけれども、歳出補正に伴う減額でございます。

続きまして、8 款の繰入金、1 項、一般会計繰入金でございます。2 目、低所得者保険料軽減繰入金でございます。68万1千円の減額をするものでございますけれども、こちらは一般会計のほうでも説明がありましたとおり、一般会計のほうで過年度分の低所得者保険料軽減に伴う国庫負担金の減額、そして、県費負担金の減額がございます。特別会計に繰り入れるようになっておりますけれども、その部分が一般会計でも繰り出しが減額になっておりますので、介護保険特別会計ではその分を合わせて68万1千円減額をするものでございます。

なお、補正予算の内容につきましては、資料-1の予算に関する説明資料の5ページから9ページまでに記載をしておりますので、御参照していただければと思うところでござい

す。

それでは、これもちまして第6号議案の説明を終了したいと思います。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口久信君）

これより2議案に対する質疑を一括して行います。質疑される場合は、最初に一般会計、特別会計名を言ってから質疑をお願いしたいと思います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより一括して討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。採決は議案ごとに行います。

第4号議案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議ないものと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第5号議案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議ないものと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決いたしました。

日程第14 報告第1号

○議長（坂口久信君）

次に、日程第14. 報告第1号 専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。

○消防長（土井稔康君）

消防長の土井でございます。よろしくお願いいたします。

議案書の8ページをごらんください。

報告第1号 専決処分の報告について御報告申し上げます。

管理者の専決処分事項に関する条例の規定に基づき専決処分をしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

このたびは消防職員が救急出動中に事故を起こしてしまい、まことに申しわけございませんでした。

事故の区分につきましては、対人でございます。

事故発生年月日は平成29年11月27日、損害賠償の相手方は福岡県福岡市東区和白6-22-32、廣田智之様、損害賠償の金額は1万200円で、専決処分した年月日は平成30年1月18日でございます。

支払いにつきましては、消防業務賠償責任保険の保険金で対応しております。

続きまして、事故の概要につきましては別冊の議案説明資料をごらんください。

12ページの報告第1号参考資料の事故概要及び13ページから14ページの図をごらんください。

事故の概要は、平成29年11月27日月曜日、午後5時13分ごろ、武雄市新武雄病院救急入り口付近において、嬉野消防署の救急隊が救急出動時に収容先の新武雄病院にて救急車内から傷病者を病院内へ移動する際、ストレッチャーの頭部側の車輪が正規の位置まで出ていないことに気づかず救急車内から引き出そうとしたため、頭部側を下にして斜めになったストレッチャー上を傷病者が滑り、頭部を救急車後部のステップで打撲したものでございます。

現場に居合わせた新武雄病院の医師の指示によりCT検査を実施し、外傷及び出血もなく、打撲程度であることを説明され、傷病者様及び家族様も確認されたものでございます。

事故後、救急隊は相手方に謝罪と対応の説明を行っております。

なお、傷病者は27日月曜日、午後4時27分ごろ、武雄市山内町船ノ原の県道上で発生した交通事故の傷病者でございます。また、新武雄病院による診察結果は交通事故による頸椎捻挫、腰部打撲で軽症と診断されています。

このたびは消防職員が救急出動中に事故を起こしてしまい、まことに申しわけございませんでした。

今回の事故は、通常、傷病者を乗せたストレッチャーをおろす際はストレッチャーの頭部側の両側で2人がストレッチャーを保持し、車輪が出るのを確認しているのですが、このときは1名が頭部側を保持していたために起こった事故と考えられます。今後このようなことがないよう事故の検証を行い、救急出動中の事故防止の徹底と再発防止を図っていく所存で

ございます。このたびはまことに申しわけございませんでした。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○議長（坂口久信君）

ただいまの報告について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明23日から3月26日までの32日間は休会とし、次の議会は3月27日午後2時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。議事進行についての御協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後5時1分 散会